

堺市歴史的風致維持向上計画

堺 市

[目 次]

I. はじめに	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定の体制	3
5. 計画策定の経緯	4
II. 堺市の特性	5
1. 社会経済特性	5
(1) 立地・交通	5
(2) 市域の変遷	6
(3) 土地利用	7
(4) 人口	8
(5) 産業	8
(6) 観光	9
2. 自然特性	10
(1) 地形	10
(2) 地質	11
(3) 気候	11
3. 歴史的特性	12
(1) 歴史的背景	12
(2) 文化財	20
III. 堺市の維持向上すべき歴史的風致	29
1. 百舌鳥	31
(1) 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致	34
(2) 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致	40
2. 環濠都市	45
(1) 伝統産業にみる歴史的風致	47
(2) 神輿渡御祭 <small>みこしとぎよさい</small> にみる歴史的風致	51
(3) 茶の湯にみる歴史的風致	54
3. 近郊集落	57
(1) こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致	57
4. 海浜部	61
(1) 海浜部の行楽にみる歴史的風致	61
5. 堺市の維持向上すべき歴史的風致	68
IV. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	69
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	69
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題	69
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題	69
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題	70
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する課題	70

2. 堺市マスタープラン及び分野別計画における歴史的風致の維持向上に関するまちづくりの位置付け	72
(1) 堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』	72
(2) 『堺市都市計画マスタープラン』	73
(3) 『堺 都心のまちづくりプラン』	73
(4) 『堺市景観計画』	74
(5) 『堺市文化芸術推進プラン』【改訂中】	76
(6) 『堺市文化観光再生戦略プラン』【改訂中】	76
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	78
(1) 古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用	78
(2) 「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興	78
(3) 古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出	79
(4) 歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有	79
4. 計画実現のための推進体制	80
V. 重点区域の位置及び区域	81
1. 重点区域の考え方	81
2. 重点区域の位置及び区域	84
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域	84
(2) 環濠都市区域	86
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果	88
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	88
(1) 都市計画との連携	88
(2) 景観計画との連携	94
(3) 屋外広告物法に基づく施策（堺市屋外広告物条例）	95
VI. 文化財の保存又は活用に関する事項	99
1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	99
(1) 堺市全体に関する事項	99
(2) 重点区域に関する具体的な計画	100
2. 文化財の修理（整備）に関する方針	101
(1) 堺市全体に関する事項	101
(2) 重点区域に関する具体的な計画	101
3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	102
(1) 堺市全体に関する事項	102
(2) 重点区域に関する具体的な計画	102
4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針	102
(1) 堺市全体に関する事項	102
(2) 重点区域に関する具体的な計画	102
5. 文化財の防災に関する方針	103
(1) 堺市全体に関する事項	103
(2) 重点区域に関する具体的な計画	103
6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	104
(1) 堺市全体に関する事項	104
(2) 重点区域に関する具体的な計画	104
7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	104
(1) 堺市全体に関する事項	104

(2) 重点区域に関する具体的な計画	105
8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制と今後の方針	107
9. 文化財の保存・活用に關っている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	108
(1) 堺市全体に関する事項	108
(2) 重点区域に関する具体的な計画	109
VII. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	111
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方	111
(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と管理（保存・修理事業など）	111
(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援	111
(3) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上（道路整備・修景など）	112
(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項	112
2. 重点区域における事業	114
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業	114
(2) 環濠都市区域における事業	115
3. 事業一覧	116
(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と維持・向上（保存・修理事業など）	116
(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援	119
(3) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上（道路整備・修景など）	124
(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項	130
VIII. 歴史的風致形成建造物に関する事項	138
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等	138
(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針	138
(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準	138
(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件	138
2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方	138
(1) 維持管理の基本的な方針	138
(2) 届出が不要となる行為	139
3. 歴史的風致形成建造物指定候補	140
巻末資料	
国・府・市指定文化財等一覧	143
参考文献	155

I. はじめに

本市は、百舌鳥古墳群に代表されるように、古代から輝く歴史を有している。古代より海に開かれた堺は、海を通じ広く世界へとつながる流通往来の拠点として発展を続け、人・物・情報が集まるなか、中世には自由・自治都市として大きな繁栄を遂げている。千利休をはじめとする多才な先人達による茶の湯の大成など様々な町衆文化が花開いたほか、近郊の集落においては個性豊かな祭礼・行事が始まった。近世には大坂夏の陣を経て「元和の町割」による基盤整備が環濠都市において行われ、刃物や線香をはじめとする商工業が発展し今に続いている。さらに、近代から現代にかけては、鉄道網の整備に伴い、浜寺公園や大浜公園が当時の最先端の行楽地として賑わった。その後、第二次世界大戦での空襲による戦災被害からも復興し、多様な歴史文化を有する指定都市として発展している。

このように、本市は古代から始まる長い歴史のなかで、各時代に先進し様々な歴史資源や新しい文化を生み出し、今に受け継いでいる。また、これら歴史文化を支えてきた地域の人々の活動は歴史文化の重層的な発展とともに歴史的な建造物や周辺市街地と一体となり、良好な市街地環境を育み、堺の特徴ある歴史的風致を形成している。これらの歴史的風致並びにこれを形成する歴史・文化資源は市民一人ひとりの誇りであるとともに、未来へと引き継ぐべき共有の財産である。

1. 計画策定の背景及び目的

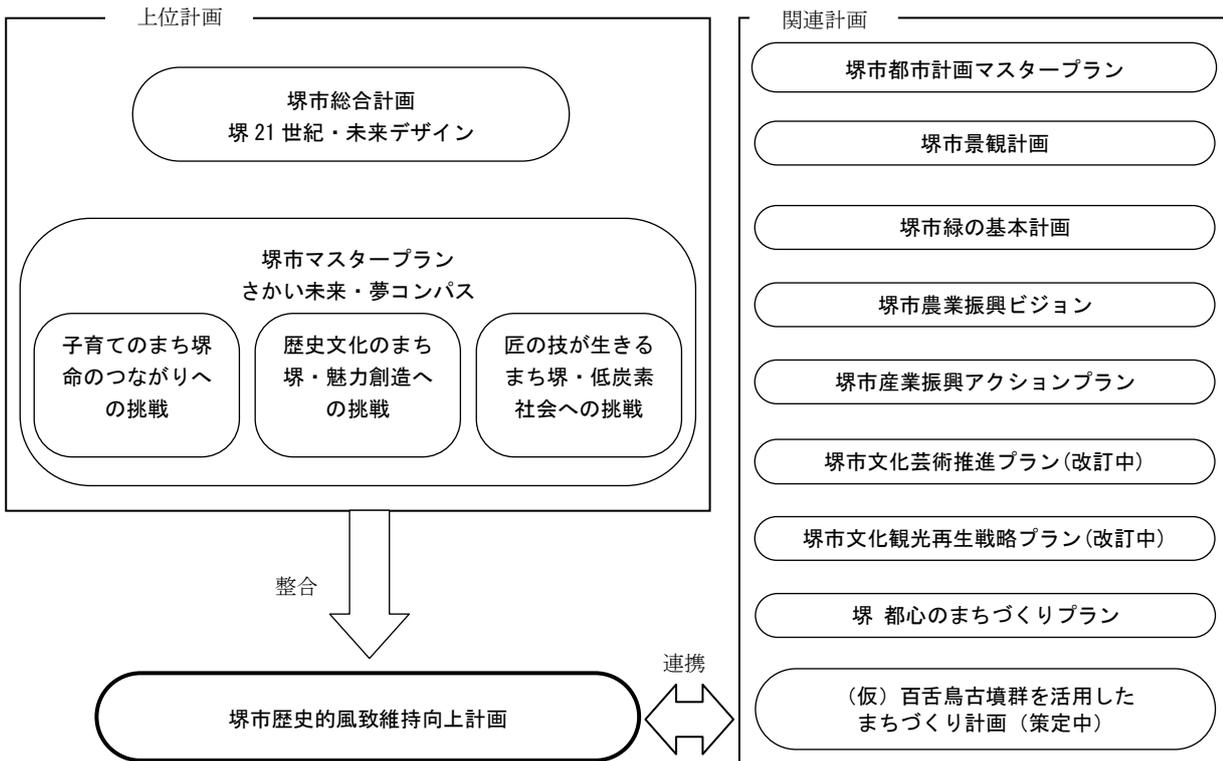
市民の誇りであり貴重な共有財産である堺固有の歴史的風致をさらに未来へと引き継ぐためには、その素晴らしさを市民全体で再認識し共有することが非常に大切である。このようなことから、本市の歴史的背景や様々な特性、歴史上価値の高い建造物をはじめとする文化財などを整理したうえで、市域全域に広がる歴史的風致を調査するとともに、この歴史的風致を維持向上するための方向性を示すため、歴史的風致維持向上計画を策定するものである。

近年、都市化や少子高齢化、生活様式の変化等が進むなか、本市固有の歴史的風致について、その核となる歴史的建造物等やその周辺市街地の環境、あるいはこれを支える人々の活動に関し様々な課題が生じつつある。このような現状も踏まえ、この貴重な歴史・文化を未来へと継承する、その一歩として、本計画のもと庁内連携、公民協働により堺固有の歴史的風致の維持向上に取り組み、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人にも感動を与えられるようなまちをめざす。

なお、本計画は認定後 10 カ年を実施期間として各種事業に取り組むとともに、適切な進捗管理のもと、新たに歴史的風致の維持向上に繋がる取り組みの必要が生じた場合は計画を変更し、その取り組みを発展的に向上させていくものとする。

2. 計画の位置付け

本市は、新しい堺を創造していくための長期的な指針として堺市総合計画を策定し、さらに堺市マスタープランにおいて「堺・3つの挑戦～新しいまちを創るために～」と題し、市民と共に重点的に取り組むプロジェクトの一つとして「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！ー誇りを持てるまち実現プロジェクトー」を掲げている。このように、歴史文化を活かしたまちづくりは本市のまちづくり全般を牽引する基幹的な取組みであり、その他、堺市都市計画マスタープラン、堺市文化観光再生戦略プラン(改訂中)、堺 都心のまちづくりプラン、(仮)百舌鳥古墳群を活用したまちづくり計画(策定中)などにおいても重要な位置付けがなされている。



上位計画・関連計画との関係

3. 計画の期間

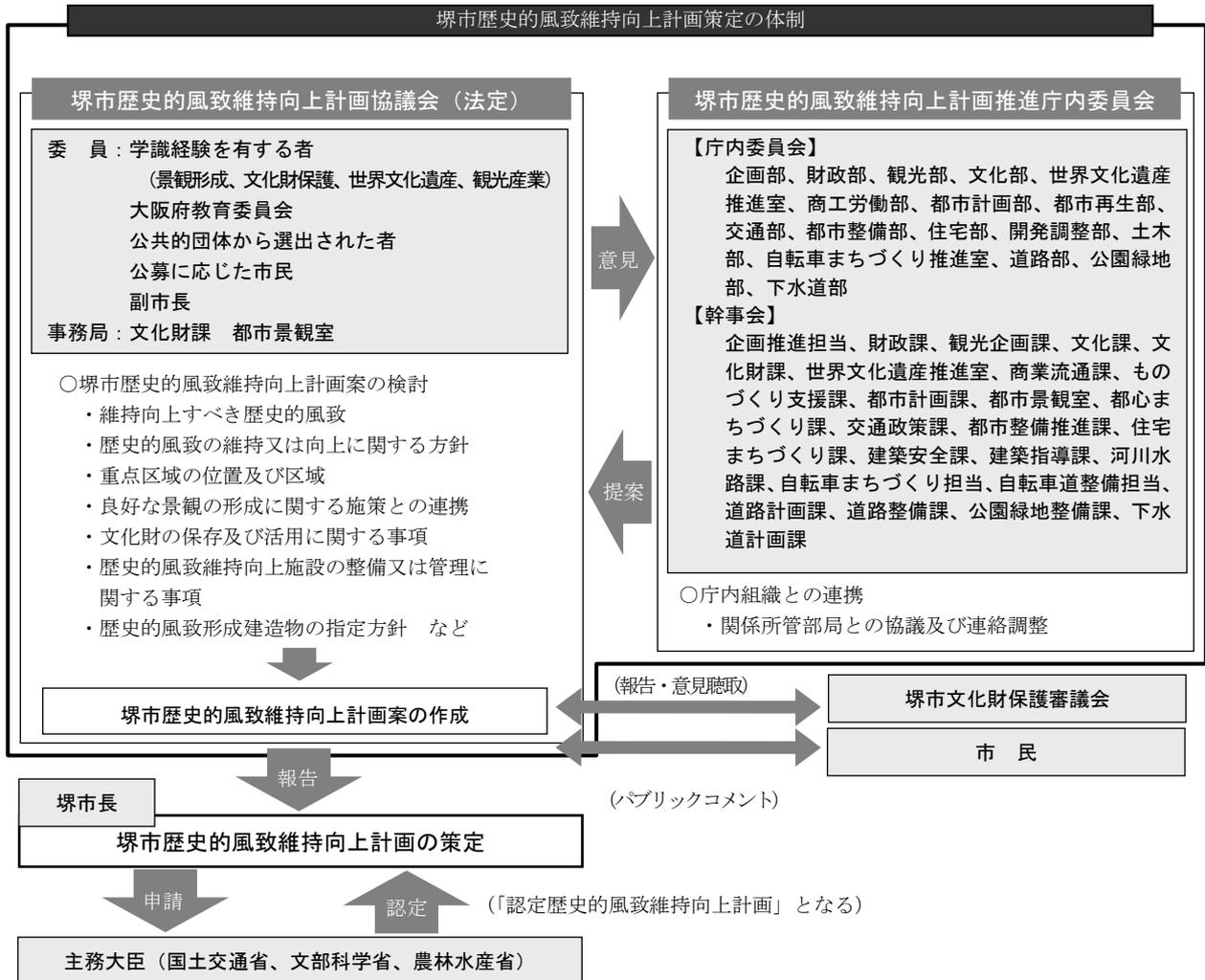
本計画の計画期間は、平成 25 年度(2013)から平成 34 年度(2022)までの 10 年間とする。

4. 計画の策定の体制

大阪府教育委員会、学識経験者や各種団体等様々な関係者の意見を十分反映させるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、計画の策定を進めた。

堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	田村 恒一	堺市副市長
副会長	増田 昇	大阪府立大学大学院教授
委 員	岡本 邦彦	堺市自治連合協議会副会長
	小松 清生	公募市民
	鶴田 晴子	公募市民
	小浦 久子	大阪大学大学院准教授
	橋爪 紳也	大阪府立大学特別教授
	宗田 好史	京都府立大学教授
	野口 雅昭 荒井 大作	大阪府教育委員会事務局 文化財保護課長(平成 24 年 3 月 31 日まで) 大阪府教育委員会事務局 文化財保護課長(平成 24 年 4 月 1 日から)



堺市歴史的風致維持向上計画の策定の流れ

5. 計画策定の経緯

庁内の関係部課長で構成する「堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会」及び「堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会幹事会」において庁内の連携を図りながら検討を進めるとともに、三省庁との協議を通じて助言等を受けながら、「堺市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）」における議論や意見等を踏まえ、本計画の策定を進めた。

平成 23 年 8 月 23 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会
平成 23 年 8 月 29 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 1 回
平成 23 年 10 月 31 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内幹事会
平成 23 年 11 月 17 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 2 回
平成 24 年 2 月 20 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 3 回
平成 24 年 8 月 20 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内幹事会
平成 24 年 10 月 18 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 4 回
平成 25 年 3 月 14 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会・幹事会
平成 25 年 3 月 29 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 5 回
平成 25 年 7 月 8 日	堺市文化財保護審議会
平成 25 年 6 月 19 日～7 月 18 日	パブリックコメント
平成 25 年 8 月 9 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会・幹事会
平成 25 年 8 月 20 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 6 回
平成 25 年 9 月 17 日	堺市歴史的風致維持向上計画 申請